

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、軽自動車税の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上尾市長

## 公表日

令和6年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課決定を行う事務。 対象:軽自動車税(種別割)申告書にて、軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車)の定置場を上尾市に有すると申告した所有者等。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用。</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第443条) ②非課税対象車両を課税対象から除外(地方税法第445条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。(地方税法第463条の18) ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ⑤課税に要する調査の実施(地方税法第20条の11、地方税法第448条) ⑥減免申請の受理、審査、決定(地方税法第463条の23、上尾市税条例第89条、90条、地方税法20条の11)</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 該当なし (軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部 総務課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	行政経営部 市民税課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、	二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸局へ申告が行われ、	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第442条・番号法第19条第7号) 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第442条・番号法第19条第7号) 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の	番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報5. 評価実施期間における担当部署②所属長	市民税課長 加藤 哲俊	市民税課長 山崎 照正	事後	
平成27年12月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステムを追加	事後	利用システムの追加
平成28年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年9月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		宛名管理システムを追加	事前	利用システムの追加
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日	平成29年8月1日	事前	判定基準日の見直し
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日	平成29年8月1日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年8月1日	平成30年12月1日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年8月1日	平成30年12月1日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う追加
平成31年4月1日	I 関連情報5. 評価実施期間における担当部署②所属長	市民税課長 山崎 照正	市民税課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年12月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上30万人未満	事前	対象人数の訂正
令和1年12月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年12月1日	令和1年11月1日	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年12月1日	令和1年11月1日	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第442条の2) ②非課税対象車両を課税対象から除外(地方税法第443条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。(地方税法第446条) ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条) ⑤課税に要する調査の実施(地方税法20条の11、地方税法第450条) ⑥減免申請の受理、審査、決定(地方税法第454条、上尾市条例第89条、90条、地方税法20条の11) ※番号法の別表第二に基づいて上尾市は軽自動車税の課税賦課に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第443条) ②非課税対象車両を課税対象から除外(地方税法第445条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。(地方税法第463条の18) ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ⑤課税に要する調査の実施(地方税法第20条の11、地方税法第448条) ⑥減免申請の受理、審査、決定(地方税法第463条の23、上尾市条例第89条、90条、地方税法20条の11) ※番号法の別表第二に基づいて上尾市は軽自動車税の課税賦課に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事前	根拠法令条文番号の変更
令和3年1月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日	令和2年12月1日	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月18日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	法令条項番号の変更
令和4年1月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日	令和3年12月1日	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日	令和3年12月1日	事前	判定基準日の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸局へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、身障者減免を受ける場合などは、減免申請書を当該市町村にて受付け、必要に応じて減免を行う。	地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)を賦課決定を行う業務。 対象: 軽自動車税(種別割)申告書にて、軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車)の定置場を上尾市に有すると申告した所有者等。	事後	内容の精査
令和5年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	軽自動車税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	対象業務の見直し
令和5年1月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,85の 2,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 該当なし (軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。) 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	対象業務の見直し
令和5年1月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日	令和4年12月1日	事後	判定基準日の見直し
令和5年1月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日	令和4年12月1日	事後	判定基準日の見直し
令和5年1月20日	IVリスク対策	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	提出対象評価書の見直し
令和6年1月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年12月1日	令和5年12月1日	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年12月1日	令和5年12月1日	事後	判定基準日の見直し